

## 今月は“知ってみよう”「成年後見制度」

### 成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が低下し、重要なことをひとりで決めることに不安がある方のために、「成年後見人・保佐人・補助人」と呼ばれる方が、本人に代わり支援する制度です。

### どんなことをしてくれるの？

**身上保護** 福祉サービス利用の手続きや契約の手伝いなど **財産管理** 通帳や不動産の管理など

### こんな心配ごとがありませんか？

- お金の管理ができず、通帳や印鑑などを失くしてしまう。
- 悪質な業者に騙されそうになった。
- 支援してくれる人がおらず、自分で判断して書類作成や手続きができない。
- 今は自分で判断できるけれど、将来、自分で判断することができなくなったらどうしたらいいだろう。



### 成年後見人等が選ばれると

- ～ご本人のお気持ちを確認しながら、権利を守るために、  
家庭裁判所の管理のもとで正しく法的な支援をします～
- ご本人の代わりに銀行などで手続きが可能。サービス利用や入院などの契約が可能。
  - 悪質な業者にだまされて契約してしまっても、契約の取り消しが可能。
  - 自分で判断できるうちに、信頼できる人を選び、将来の“もしも”に備えることができます。



成年後見制度を利用すると  
解決できるかもしれません！

### 成年後見制度の種類

#### 【法定後見】

ご本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所に申し立てを行い成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力低下の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3類型に分けられており、支援できる範囲に違いがあります。

#### 【任意後見】

ご本人の判断能力が低下する前に、判断能力が不十分になったときに備えて「支援してもらいたいこと」と「支援してほしい人」をあらかじめ決めて、契約(任意後見契約)を結ぶ制度です。手続きや費用については、最寄りの公証役場にお問い合わせください。

**成年後見制度のこと、認知症のこと、その他福祉サービスや制度のこと、何でもご相談ください！**

「成年後見制度なんでも相談会」を毎月開催しています。ぜひご利用ください。

#### ■問い合わせ先

##### 成年後見制度に関する総合的な相談

- 市成年後見サポートセンター  
(社会福祉協議会) ☎(43)1236

##### 障がい者に関すること

- 障がい児者相談支援センター ☎(37)9970
- 社会福祉課 ☎(32)8900

##### 高齢者に関すること

- 地域包括支援センターいしばし ☎(51)0633
- 地域包括支援センターこくぶんじ ☎(43)1229
- 地域包括支援センターみなみかわち ☎(48)1177
- 高齢福祉課 ☎(32)8904